

令和3年度

羽曳野市職員倫理条例の運用状況について

羽曳野市職員倫理条例（平成31年羽曳野市条例第12号。以下「倫理条例」といいます。）第12条の規定により、令和3年度の職員倫理に関する状況について、以下のとおり公表します。

（1）職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

① 贈与等報告書の報告の状況

次に掲げる場合が対象となります。

- ア. 職員が事業者等から1件につき5,000円を超える贈与等を受けた場合
- イ. 職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対して、職員が1件につき5,000円を超える報酬を受けた場合

令和3年度	0件
-------	----

② 講演等届の届出の状況

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行った場合が対象となります（ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に基づく営利企業等従事制限許可を受けた場合を除きます。）。

令和3年度	0件
-------	----

③ 飲食許可の状況

職員が利害関係者と自己の費用を負担して共に飲食をする場合が対象となります。

令和3年度	0件
-------	----

④ 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

職員が倫理条例等に違反したとして行った懲戒処分等が対象となります。

令和3年度	0件
-------	----

(2) 職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた措置について

① 職員に対する研修の状況

倫理条例、コンプライアンス等に関して実施した研修の状況です。

	研修名	開催日時	対象者	参加人数	備考
1	新規採用職員研修	令和3年4月2日 令和3年9月1日	新規採用職員	23人	
2	公務員倫理とコンプライアンス研修	令和3年8月2日～ 令和3年9月30日	新規採用職員	15人	eラーニング

※新規採用職員以外の者に対する研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次年度以降に延期となりました。

② その他の取組みの状況

○職員倫理カード等の配布

新たに採用された職員を対象に、以下の職員倫理カードや職員倫理保持に係るチラシ等を配布し、職員倫理の保持を図りました。

《職員倫理カード》

(表)

羽曳野市職員倫理カード

倫理原則 (条例第3条)

- ・全体の奉仕者であり、常に公正な職務の執行に当たること
- ・その職務や地位を私的利益のために用いないこと
- ・疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- ・公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組むこと
- ・勤務時間外においても、公務の信用への影響を認識して行動すること
- ・条例の内容について、自ら率先して遵守するとともに、常に職員相互間の注意喚起を行うこと

利害関係者 (規則第2条)

- ・職務として携わる許認可、補助金、立入検査、不利益処分、行政指導、契約、指定管理者の指定を行う事務等の事務の相手方

(裏)

利害関係者との間では

- ・金銭、物品等の贈与(せん別、祝儀、香典等を含む。)を受けること
- ・金銭の貸付けを受けること
- ・債務の弁済、担保の提供又は保証をさせること
- ・無償で物品又は不動産の貸付けや役務の提供を受けること
- ・未公開株式を譲り受けること
- ・供応接待を受けること
- ・飲食、ゴルフ、旅行を共にすること
- など

利害関係者との間の行為以外にも

- ・社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること
- ・その場に居合わせなかった事業者等に負担させて支払わせること
- ・他の職員が違反する行為によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること

などの行為が禁止されています。